

平成 26 年 11 月 19 日

独占禁止法審査手続についての懇談会

座長 宇賀克也 様

(追加) 独占禁止法審査手続についての懇談会 (第 13 回) における意見

(一社) 全国消費者団体連絡会 河野 康子

報告書素案における記載内容について意見を述べます。

2. 弁護士・依頼者間秘匿特権については、12 頁の「懇談会としての整理のポイント」中のア及び 16 頁の「懇談会としての整理」に、「秘匿特権について一定の必要性があることについては少なくない委員の間で理解が得られた (ものの)」との記述がありますが、この整理には疑問を感じております。

秘匿特権については、今回、独占禁止法だけで先行して導入することを前提として制度の御提案がありましたが、2 回の会合を充てた議論を経ても、その根拠、趣旨・目的、対象範囲などが明確になっていないと認識しております。それらの点を曖昧にしたまま、制度として導入する必要性があるという判断はできないと考えますし、私自身は、必要性は疑問だと考えております。

弁護士との通信の秘密を保障することが、欧米では社会にプラスの制度として評価されているといった意味で「一定の意義がある」ということなら分かりますが、この懇談会で示された懸念や疑問点も解決されていない現時点で、今回の独占禁止法の分野のみの議論をもって「一定の必要性がある」とするのは、書き過ぎではないでしょうか。座長におかれましても、秘匿特権については前回会合において「意義があるという御議論も少なからずあった」という取りまとめをされたものと理解しております。

仮に、「必要性」という言葉が使われるのであれば、それは抽象的な価値観についての評価にとどまるのであり、具体的な制度としての必要性を認めるものではない、という整理を明らかにしていただくことが適切ではないでしょうか。

3. 供述聴取時の弁護士立会いについて、申し上げます。

(1) 28 頁の「懇談会としての整理」に、「不当な調査の未然防止及び調書の信用性の確保に資する (ものの)」との記述がありますが、このような整理はなされていないと認識しております。座長の取りまとめも、供述聴取は「事実を話すということなので、法的な助言を得る必要性がないということから、弁護士が立ち会う必要性についての疑問がかなり出された」というものであったと思います。「不当な聴取」があるとして主張されているのも、暴行・威迫などの人権侵害のような問題ではなく、調書の内容が適切かどうかという争いの問題だと思われまところ、一方の当事者である会社側の代理人が立ち会うこととしても、公平・中立的な立場の立会人ではないので、そのような争いの防止や信用性の確保に役立つのかどうかも疑問です。必要性を主張された委員からそのような意見があったとしても、「懇談会としての整理」に記載することは、適切でないと考えます。

(2) 同じく 28 頁の「懇談会としての整理」に、19 頁の「慎重、又はこれを認めるべきでない理由・根拠」の「⑤」を踏まえ、萎縮の問題に加えて、「弁護士による調査妨害が懸念されること」も追記していただければと存じます。

4. 供述聴取過程の改善については、17 頁の「懇談会としての整理のポイント」中のイ①及び 3

0 頁の「懇談会としての整理」中の①に、「聴取に支障が生じない範囲で、供述人が弁護士に相談することができる時間となるよう配慮しつつ供述聴取時に適切に休憩時間を確保するとともに、休憩時間には供述人が弁護士等の外部の者と連絡を取ることを妨げないことを供述人に対して明確にする」との記述があります。

聴取中に弁護士と相談することは、「事実を話すということなので、法的な助言を得る必要性がない」という弁護士立会いについての議論と同様に、権利として認められるものではないと認識しています。したがって、休憩時間に弁護士と相談したいという要望に配慮するとしても、それは聴取に支障が生じない範囲で、ということだと理解しております。

しかし、現在でも、食事時間には休憩が確保されており、それ以外にも適時・適切に確保されていると伺っておりますが、休憩本来の必要性の観点からは、それで十分だと思われます。それを超えて、弁護士と相談するために、これまで以上の長さ・頻度で休憩を取ることは、聴取に支障を生じるのではないのでしょうか。言い換えれば、休憩本来の目的の観点から適時・適切に確保した休憩時間に、弁護士と連絡することを支障がない限り妨げないことで、弁護士との相談の要望への配慮も十分になされているのではないのでしょうか。

なお、「1 時間半や2 時間を目処に休憩時間を確保することを目安として示すべきではないか」といった御意見もありましたが、休憩本来の目的の観点から、現在の休憩の取り方が足りないという苦情については懇談会では出ていなかったように思います。権利ではない弁護士との相談への配慮のために、聴取に時間的な制約を設けることは、一層不適切だと考えます。「1 日の聴取時間や1 人当たりの聴取回数に制限を設けてはどうか」という御意見もありましたが、必要もないのに長時間の聴取が際限なく繰り返されているというならともかく、重要人物から多数の物件について確認するなどの必要性に応じ、同意を得て聴取を行うことは、逸脱した調査だとは思えません。聴取の回数・時間について数字的な基準を定めることはできないし、適切でもなく、公正取引委員会が調査を効率的に行うという姿勢を指針で明らかにし、苦情に適切に対処することで足りると考えます。

以上のことから、例えば、「聴取に支障が生じない範囲で、供述聴取時に適切に休憩時間を確保するとともに、供述人が弁護士に相談する機会となることにも配慮し、休憩時間には供述人が弁護士等の外部の者と連絡を取ることを原則として妨げないことを供述人に対して明確にする」といった記述に改めていただければと存じます。

以上